

平成 24 年第 2 回定例会

◆ 14 番（戸田久和君） タイマーをセットします。14 番無所属革命 21 の戸田です。
一部自治会の不正常状態とその改善について。

先進的に法人化した自治会でも、実は総会の定足数規定がないという明白な欠陥を是正しないまま法人化していたということが、ある民事裁判の中で明らかになった。総会の定足数を明記しておくことは社会常識としても、団体民主主義の実施に当たっても必須事項だ。

この自治会の法人化移行では、2007 年当時の市民生活部地域振興課、2011 年度からは地域活動課が相談・助言に当たり、地縁団体認可申請の手引を渡しているが、その中のモデル規約では、第 17 条総会の定足数、総会は、会員の〇分の△以上の出席がなければ開会することができない、と明記されている。にもかかわらず、自治会側は定足数規定がない欠陥規約を改めずに法人化を進め、市もそれを放置した。

1、認可相談・手続進行の当時の担当の柴田課長、2007 年度から 2008 年度も、認可当時から現在に至る重光課長も、この重大欠陥に全く気づかず、今般の私の指摘でこれが大きなミスであったことを認めたが、市としても正式にミスであったことを認め、反省の弁を述べよ。

社会的に必須事項とされている規定を欠いた欠陥規約の自治会は、ほかにもあり得る。自治会規約自体がないとか、紛失してしまった自治会もあるようだ。

2、5 月中旬に地域活動課に対して自治会の規約を入手し調べるよう求めたが、自治会規約の状態はどの程度把握できたか。

ごく一部に自治会口座の通帳を役員にすら見せないとか、全く会計報告をしない、会計に疑惑を持たれる等の不正常例があることが私のところに寄せられている。

3、自治基本条例の制定を控え、地域活動の主軸としての自治会の近代化や透明性の確保、公正な運営が、今まで以上に求められているのではないか。

4、会計報告は、総会資料の中に含まれるのが当然であり、補助金団体なのに規約や会計報告が出されないなどは、あり得ないことではないか。きちんとした規約を持ち、責任の所在や会計内容が明らかな団体でなければ、公的な補助金を出すことができないことを市は明言せよ。

5、こういう社会常識について、一部の自治会役員がいまだに反発しているやに聞くが、本当か。

6、一部の不正常的な状態は、市や有識者が助言誘導して穏便に解決を図るべきと思うが、どうか。

7、秋までに自治会規約の必須事項やその定め方、運営の仕方等についてガイドラインを作成して助言に当たり、来年度の補助金交付時期までにはすべての自治会で規約が整備されるようにすべきと思うが、どうか。

8、助言に当たっては、現実的に改善できるよう自治会の皆さんに寄り添って、地域の和合を大切にしながら、公的団体として必要基準を満たすように進めていくべきと思うが、どうか。

9、全自治会の規約の入手や規約なし自治会の状況の把握のめどを遅くとも9月議会までとし、議会で質問があれば報告することを求めるが、どうか。

◎市民部長（市原昌亮君） 戸田議員御質問のうち、一部自治会の不正常状態とその改善につきまして、私より御答弁申し上げます。

認可地縁団体の申請手続についてであります。申請に当たっては申請書とともに規約や総会議事録、構成員名簿等が必要ですが、提出してもらった規約の中に会議の定足数の記載がなかった点についての認識ができておりませんでした。認可に当たっての条件にはならないものの、より適切な運営を確保いただくという視点で、内容を確認すべきであったと考えております。

現在市が把握し、行政協力支援金の交付対象となっている自治会は120ございます。規約の整備状況についてであります。連絡がとれ確認ができた54自治会のうち、53自治会が規約はあるとのことでした。なお、規約整備等への役員の反発につきましては、現時点で把握いたしておりません。

自治基本条例の制定を控え、自治会も地域団体として重要な位置を占めることと認識いたしており、自治会の運営においては、今まで以上に説明責任が求められることになると考えております。また、自治会が共通の目的を持ち、民主的に運営されるとともに、自治会活動を理解して多くの住民に参加してもらうためにも、会則や規約をつくって運営形態を明確にしておくことが必要であると考えております。

現段階で把握している範囲では、未整備の自治会はわずかでございますが、今後は、行政協力支援金を初め市の補助金等を交付するに当たっては、団体として規約の整備等が必要であることを理解していただけるよう周知、啓発をしまいたいと考えております。

次に、一部の不正常な状態に対する解決についてであります。自治会の活動は、それぞれの地域の特性やその自治会の成り立ちを背景として行われており、会則や規約、自治会の組織、予算や決算の組み方や会議の方法など、各自治会によりさまざまでございます。おのこの自治会運営につきましても、その地域の住民の意思で自主的になされるべきものでありますので、市は直接関与いたしておりません。ただし、自治会に対する不満や苦情などが寄せられた際には、当該自治会に対してそのような意見があったことを伝えることはいたしております。

今年度中の取り組みとして、自治会活動を支援し、活動しやすい環境を整えるため、現在、自治会の仕組みや活動事例の紹介などを掲載した自治会活動ハンドブックの作成を検討しているところでございますが、その中に自治会規約の例も掲載するようになりたいと考えております。

その上で、規約を策定されていない自治会については策定していただくよう促すとともに、策定されている自治会についても、会の定足数等最低限の項目が記載されているか確認し、不備があれば相談や助言を行ってまいりたいと存じます。その際には、地域の実情に合った現実的な改善ができるように、市民の皆さんに寄り添って、地域の自主性や地域力を大切にしながら支援してまいりたいと考えております。

なお、9月議会に限らず求められればその時点での状況についてお示しさせていただきますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。